

## 石綿含有製品製造禁止の猶予に関する法律の改正



アスベストを含有する製品に関する規制は、平成 18 年 9 月 1 日付けで改正となった労働安全衛生法施行令(平成 18 年政令第 257 号)で 0.1%を超えて含有することが禁止されています。その中で、代替が困難であるという理由から一部のアスベスト含有製品に関して、製造等の禁止が当分の間猶予されていました(ポジティブリスト)。

しかし、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、代替が可能となったものについて製造等を禁止する必要があるため、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成 19 年政令第 281 号)を平成 19 年 9 月 7 日公布、平成 19 年 10 月 1 日に施行し、以下の製品でアスベストを含有するものをポジティブリストから削除し、製造を禁止としました。

1. ジョイントシートガスケットであって、次のいずれかに該当するもの

- ① 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
- ② 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの

2. グランドパッキンであって、国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

当社では、製品に限らず大気や建材など数多くのアスベスト分析に実績があります。まずはお気軽にお問い合わせください。

資料 2007 年 9 月 7 日付 厚生労働省発表

無機分析箇所 加藤吉紀